

第4章 ドイツにおける大学教授職の資格制度

木戸 裕

(東北大学大学院)

はじめに

ドイツの大学の特色として、①大学入学資格をもつ者に開かれている、②国家試験等に合格することが卒業を意味している、③大学教授となるためには、その資格を国家試験により取得しなければならない、④州立大学が中心で授業料は徴収されない、⑤基本的に大学間に格差はない、といった点が言われてきた。

こうした特色をもつドイツの大学が、1980年代に始まる世界的な大学改革の潮流と、それを背景としたボローニャ・プロセスと呼ばれるヨーロッパの高等教育改革の取り組みの中でかつてない変貌をとげている。

その変化を具体的に見ると次のようになる。①「入学制限」が行われている専攻分野で、学生の選抜にあたり当該大学が関与する度合いが高くなった。②学士、修士、博士という3段階の高等教育の構造が導入された。③ジュニアプロフェッサーの制度が新設された。④長期在学者を中心に一定額の授業料が徴収されるようになった。⑤教育面に重点を置いた私立大学が多数創設されるようになった。こうしたなかで、これまで「格差はない」という前提のもとで発達してきたドイツの大学制度のなかで「エリート大学」の選抜が行われ、さまざまな「大学ランキング」も登場するようになった。

ヨーロッパでは、ボローニャ・プロセスに見られるように、「ひとつのヨーロッパ」を視野に置いた一連の高等教育改革が進行している。そのなかで、ドイツの大学も「評価」と「競争」を主体とするアメリカ型の大学へと変貌しつつあるように思われる。同時に、中世以来、ドイツの大学が築いてきた長い伝統を現代にどのように活かしていくかが課題となっている。

以上のようなドイツの大学をめぐる現況を念頭に、以下ではドイツにおける大学教授職の資格制度について、まず全体的な概観をし、次に所定の調査項目ごとに順次、その調査結果を報告する¹。

¹ 以下とくに出所を明記していない場合は、現地での聞き取り、訪問機関、訪問者からの説明資料等にもとづいている。

1. 全体の概観

ドイツにおける大学教授システムは、今日従来の仕組みが大きな変貌を遂げている²。以下では、2002年5月に行われた「大学大綱法」³の第5次改正を中心に紹介しながら、新しい制度について概観する。

1-1. これまでの制度

ドイツでは、教授（Professor）に3ランクあり、官吏公務員（Beamte）⁴に適用される俸給表のうちのCという給与表が適用され、C1が助手、C2、C3、C4が教授となっている。

図1にあるように、国家試験、ディプローム試験等に合格して大学を、ドイツ的な意味で「卒業」するのが平均して28歳である。大学教授になるには、このあとパートタイムの学術補助員（wissenschaftliche Hilfskraft）等をつとめながら教授の指導のもとで博士号を取得する。これが大体32歳である。

このあと、C1の助手（Assistent）になる。助手には最長6年間という任期が設定されている。助手、あるいは学術協力者（助手は官吏の扱いでC1の給与表を適用されるが、学術協力者は、「労働協約」⁵により雇用される）を務めながら大学教授資格を取得する。これが約39歳である。

この資格を取得してはじめて、大学教授になるための要件を充たすことになり、公募に応じ、採用されれば、C2の教授のポストにつくことになる。C2の教授は、上級助手（Oberassistent）、大学講師（Hochschuldozent）とも呼ばれ、任期が設けられている（上級助手：4年、大学講師：6年）。C3、C4の教授は、終身である。

² 木戸（2009a）を参照。

³ 以下、「大学大綱法」（Hochschulrahmengesetz、以下、随時 HRG と略）の訳文は、2007年4月最終改正の条文に拠る。なお、「ドイツ連邦共和国基本法」では、教育・文化の領域に関しては、基本法が特段の定めを設けない限り州が権限を有するとされている。これは州の「文化高権」（Kulturhoheit）と呼ばれている。2006年の基本法改正により、州の文化高権が、さらに強化されることになり、従来連邦がもっていた「大学制度の基本原則について大綱立法を行う権限」などが削除され、連邦がもつ権限は、「大学の認可と閉鎖」、「職業教育への助成」、「学術研究の振興」などを残すのみとなった（山口（2006）を参照）。こうした連邦制度（Föderalismusreform）の一環として大学大綱法も廃止されることになり、各州、各大学で改革が推進されることになった改革。全ドイツ一律に大学のスタンダードを定めた大学大綱法を廃止することにより、各大学の自由と自律を尊重し、競争力を高め、国が詳細に関与することを排除することがその目的とされている。ただし廃止といっても、大学大綱法で規定されている内容が否定されるというのではなく、連邦政府が大学制度を規律することを廃止するものである。廃止の期日は、2008年10月1日とされていたが、現時点（2011年3月）ではまだ廃止されていない。

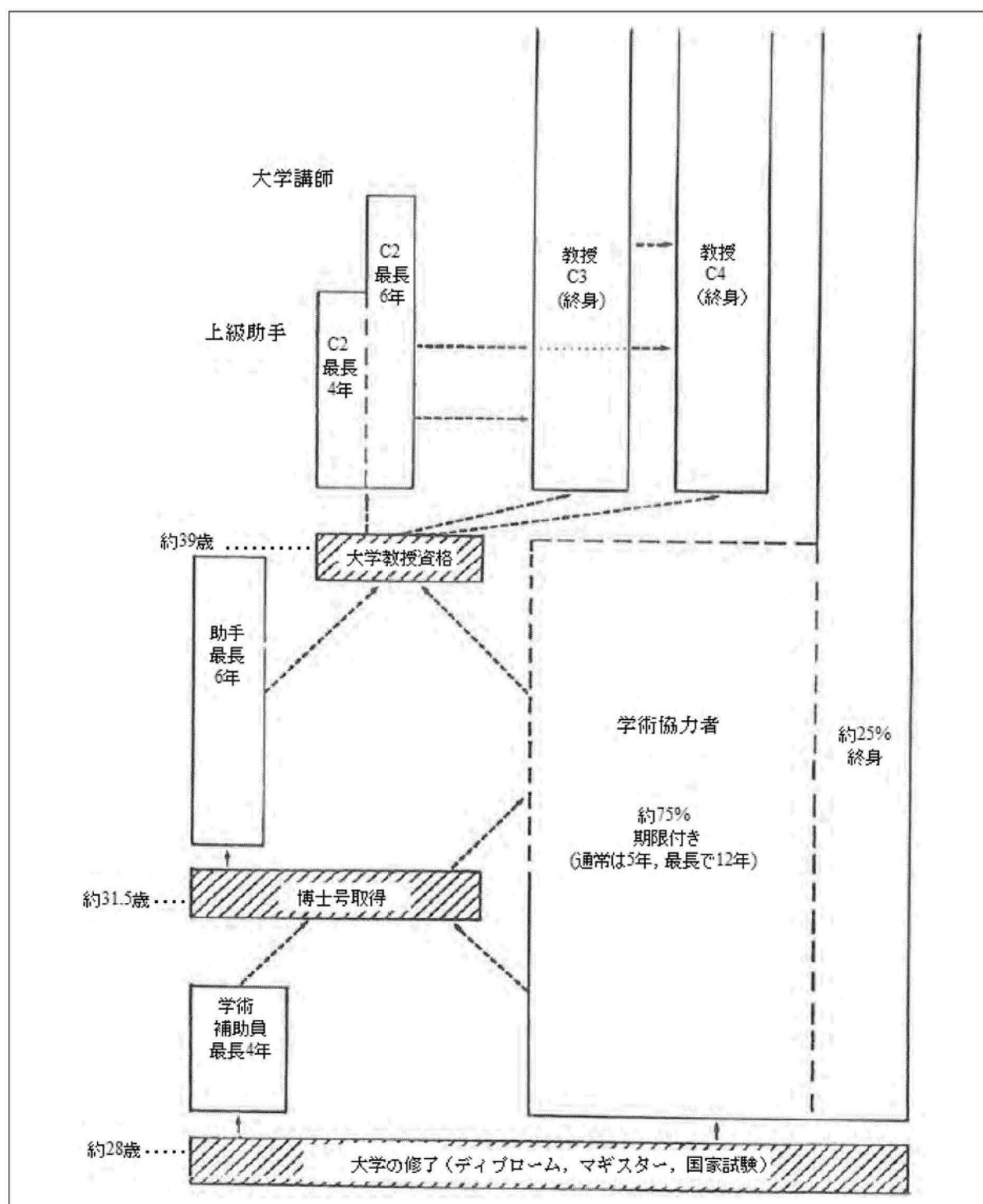
⁴ 「大学教員の身分・地位」を参照。

⁵ 同上。

なお、ドイツの特色として、C2 から C3、C3 から C4 というように一段高いランクに移るためには、大学を変わなければならないというのが原則となっている（同一学内招聘禁止）。

以上が従来の大学教授任用システムである。こうしたシステムが、近年大きな変貌をとげることになった。

図1 大学教授に至る道（これまで）



注：医学の場合の最長は、助手10年、上級助手6年、大学講師10年。工学では上級助手の最長は8年。年齢の平均は、1986年の数字。

〈出典〉Peisert und Framhein(1990), S.87.

1-2. 新しい制度

前述の第5次改正大学大綱法では、「大学教授資格」について規定した第44条第2項が削除され⁶、これとあわせて若手研究者のための「ジュニアプロフェッサー」(Juniorprofessur)の制度が設けられることになった(HRG第47条, 48条)。図2が現在のシステムである。

これまでのシステムでは、大学教授資格の取得まで年数がかかり、研究者の自立が遅いという問題点が指摘されてきた。新しいジュニアプロフェッサー制度では、30歳代前半で独立した研究者を輩出することが目指されている。今後、学生は、博士課程に学ぶことにより、27歳から29歳くらいまでに博士号を取得する。そのあと32歳くらいまでにジュニアプロフェッサーに就任することが想定されている。

ジュニアプロフェッサーに任用されるためには、博士号取得後、取得大学とは別の大学に異動するか、すでに他大学で2年以上勤務していることが条件とされている。

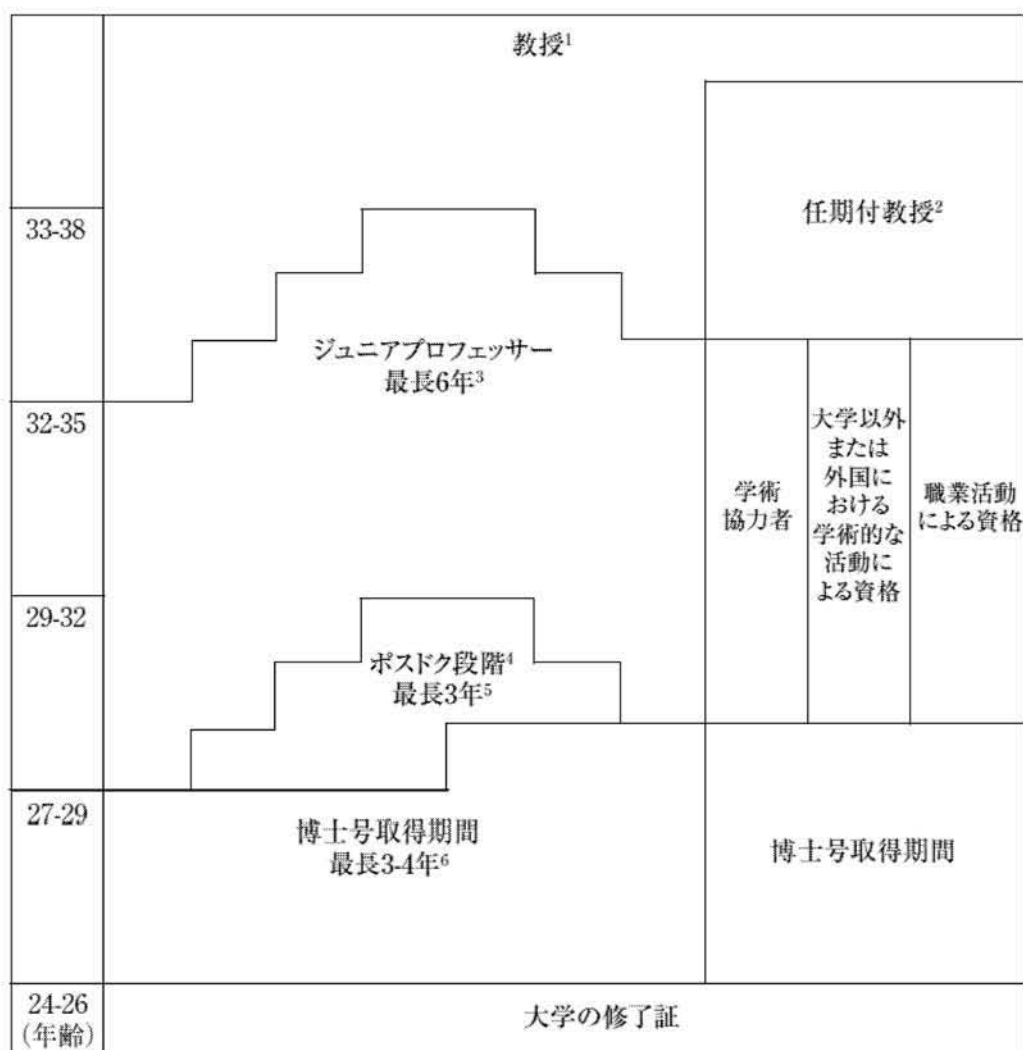
ジュニアプロフェッサーは、任期3年となっており、さらに最大3年までの延長が可能となっている。このように今後、教授は、基本的にジュニアプロフェッサーを経験した者のなかから選考されることとなった。

また、ジュニアプロフェッサー以外でも、実社会または外国の大学での研究活動を経て、教授に招聘される道も開かれており、研究者の流動性向上と大学の活性化が志向されている。

なお、2002年の改正では、大学教授の俸給についても、次のような変更が加えられた。すなわち、従来は基本給の他に年齢に応じた手当が加算されてきたが、今後は加算される手当は業績と連動したものとなった。具体的には、これまでのC1(助手に相当)、C2、C3、C4(いずれも教授に相当。C2は講師も含む)という俸給表が、W1、W2、W3になり、2002年の導入時点でW1は3,260ユーロ、W2は3,724ユーロ、W3は4,522ユーロが基本給となっている。W1はジュニアプロフェッサーに適用され、W2、W3がこれまでのC2、C3、C4の教授に相当する。この基本額に業績給が加算される。ただし、現在「C俸給表」を適用されている者は、「W俸給表」に移行しない。「W俸給表」は、新たに任用される職位に就く者に対して適用される。

⁶「大学大綱法」からは削除されたが、大学教授資格制度が廃止されたわけではない。各州の大学法、各大学の規程で、大学教授資格について規定されることになった。

図2 大学教授に至る道（現在）



原注1：教授の任用は「終身教授」（Professuren auf Lebenszeit）。教授になる前に、任期制が適用されるジュニア・プロフェッサーとしての勤務が必要。ジュニア・プロフェッサーから教授への昇任にあたっては「同一学内招聘禁止」（Haus-berufungsverbot）は適用されない。ただし、ジュニア・プロフェッサーに任用される前に大学を替わっていないなければならない。学術協力者の場合には、「同一学内招聘禁止」が適用される。学術協力者、大学以外で、あるいは外国における職業活動により資格を充たしている者を教授に任用する場合は、期限付きの採用となる。

原注2：少なくともジュニア・プロフェッサーに相当すると見なされる教員経験が証明される場合は、例外的に任期を設定しない任用が可能である。

原注3：6年間という任期の例外は、たとえば母性保護など大学大綱法第50条第3項に規定されている場合に限る。

原注4：この段階中、たとえば学術協力者としての活動、研究プロジェクトへの参加、外国滞在などが可能である。

原注5：ジュニア・プロフェッサーへの任用にあたっては、次の規定が適用される。

- ・博士号取得段階と博士号取得後のポストドク段階が、合計して6年を超えないものとする。
- ・上述の3年ないし6年という任期の例外が認められるのは、大学大綱法第57c条第6項第1号および第3号から第5号に規定された場合のみである（例：子どもの教育、母性保護）。大学外または外国における学術的活動（大学大綱法第57c条第6項第2号）は、例外の対象とならない。

原注6：博士号取得期間は、奨学生の場合は最長3年、学術協力者の場合は最長4年。例外は、原注5と同じ。

〈出典〉 Bericht der Expertenkommission(2000), S.21.

2. 大学教員の種類および職務（職階，数，パートタイム/フルタイムの区別）

2-1. 大学教員の種類

大学に勤務する者は、大きく次の4つのカテゴリーに分類することができる⁷。

- (1) 本務で学術的・芸術的活動に従事する者（hauptberuflich tätiges wissenschaftliches und künstlerisches Personal）
- (2) 兼務で学術的・芸術的活動に従事する者（nebenberuflich tätiges wissenschaftliches und künstlerisches Personal）
- (3) 本務で非学術的活動に従事する者（hauptberuflich tätiges nichtwissenschaftliches Personal）
- (4) 兼務で非学術的活動に従事する者（nebenberuflich tätiges nichtwissenschaftliches Personal）

このうち、(1)と(2)が大学教員に相当する。「非学術的活動に従事する者」は、事務、技術、その他（Verwaltungs-, technischen und sonstigen）に分類されている。

(1)の「本務で学術的・芸術的活動に従事する者」は、次の4つのグループに分類される。

- ① 教授（Professoren）
- ② 講師（Dozenten）および助手（Assistenten）
- ③ 学術協力者（wissenschaftliche Mitarbeiter）および 芸術協力者（künstlerische Mitarbeiter）
- ④ 特別任務教員（Lehrkräfte für besondere Aufgaben）

このうち、①は、(i)教授（C4 教授、C3 教授、C2 教授、W3 教授、W2 教授）⁸、(ii)ジュニアプロフェッサー、(iii)客員教授（本務）に分類される。

⁷以下は、Statistisches Bundesamt（2010）の分類に拠る。

講師・助手は、(i)大学講師 (Hochschuldozenten)、(ii)上級助手 (Oberassistenten)、(iii)上級技術者 (Oberingenieure)、(iv)学術助手・芸術助手 (wissenschaftliche bzw. künstlerische Assistenten) に分類できる。

(2)の「兼務で学術的・芸術的活動に従事する者」には、次のような種類がある。

- ① 客員教授、退職教授 (Gastprofessoren, Emeriti)
- ② 教育受託者 (Lehrbeauftragte)。このなかには、名誉教授⁹ (Honorarprofessoren)、私講師 (Privatdozenten)、定員外教授 (außerplanmäßige Professoren)が含まれる。
- ③ 学術 (芸術) 補助員 (wissenschaftliche (oder künstlerische) Hilfskräfte)

※関連する「大学大綱法」¹⁰の条文

第 42 条 本務の学術職員及び芸術職員

本務に従事する大学の学術職員及び芸術職員は、とりわけ大学教員 (教授及びジュニアプロフェッサー)、学術協力者及び芸術協力者、並びに特別任務教員 (Lehrkräften für besondere Aufgaben) から構成される。男女同等の遂行のために、女性は、適性、能力、専門的達成 (基本法第 33 条第 2 項) の優先を考慮して、促進される。促進の目的は、とりわけ学術における女性の割合を高めることである。

第 43 条 大学教員の職務上の任務

大学教員は、その者の勤務関係の詳細な形成にもとづき、その者が所属する大学に課せられている任務を、その者の専門領域の学術及び芸術、研究、教育及び継続教育において、独立して担う。

第 48 条 ジュニアプロフェッサーの服務法上の地位

- (1) ジュニアプロフェッサーに関しては、2 段階の勤務関係が定められる。この勤務関係は、合計して 6 年間を超えないものとする。第 2 段階の延長は、ジュニアプロフェッサーが大学教員として実証された場合に行われる。その他の場合は、1 年間まで認められることができる。
- (2) ジュニアプロフェッサーが期限付き官吏として任用される場合、この法律が別段の定めを設けない限り、終身官吏に適用される規定が準用される。

⁸ 1 で見たように、2005 年 1 月 1 日から「W 俸給制度 (WBesordnung)」が導入されているが、現在「俸給表 C」の対象者には適用されない。

⁹ ドイツの名誉教授とは、特定の専門分野について、学生に「教授する名誉」を与えられた者をいう。わが国で言えば、非常勤講師に相当する。

¹⁰ 以下、「大学大綱法」は、法務省ホームページ (<http://bundesrecht.juris.de/hrg/index.html>) に掲載された 2007 年 4 月の最終改正にもとづく条文に拠る。

第 53 条 学術協力者及び芸術協力者

- (1) 学術協力者は、学術的業務達成を課せられた官吏（Beamte）及び職員（Angestellte）をいう。医学の領域では、患者の扶養に従事することも学術的業務達成に含まれる。理由が認められる場合、学術協力者は、研究及び教育における任務を独立して遂行することができる。
- (2) 博士号の取得準備又は付加的な学術的達成の調達に必要とされる、期限付きで従事している学術協力者は、その者の業務課題の枠内で、自分自身の学術的活動のための十分な機会が与えられるものとする。
- (3) 学術協力者の採用条件は、一般的な服務法上の条件の他に、原則として大学の学習を修了していることである。
- (4) 第 1 項及び第 2 項は、芸術協力者にもこれを準用する。

第 55 条 教育受託者（Lehrbeauftragte）

授業を補完するために、教育任務はこれを委託することができる。芸術大学においては、ある専攻の授業提供の確保のためにも、教育任務は委託することができる。教育受託者は、その者に委託された教育使命を独立して遂行する。教育任務の委託にあたっては、報酬が支払われる。ただし、教育受託者が報酬を放棄する場合、又は教育の委託によって生じる負担が本務の公勤務における活動の職務の算定にあたり対応した考慮が行われている場合はこの限りではない。

第 56 条 特別任務教員

大学教員採用の条件が要求していない、主として実践的な熟練及び知識が必要である場合、これを本務として従事する特別任務教員に委託することができる。

2-2. 大学教員に関する統計

以下の表を参照。「大学教職員の数」(表 1)、「教授の内訳(大学の種類別・給与体系別)」(表 2)、「教授の内訳 (大学の種類別・年齢別)」(表 3)。

表 1 大学教職員数の推移 (2000 年から 2009 年)

内訳	2000 年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
本務教員										
教授	37,794	37,661	37,861	37,965	38,443	37,865	37,694	38,020	38,564	40,165
講師, 助手	14,362	14,602	13,777	13,285	13,393	9,874	8,068	6,157	4,862	4,206
学術・芸術協力者	98,678	101,524	106,024	108,318	106,416	111,343	116,630	123,545	133,497	146,127
特別任務教員	6,382	6,602	6,681	6,506	6,537	6,655	6,831	7,231	7,874	8,243
計	157,216	160,389	164,343	166,074	164,789	165,737	169,223	174,953	184,797	198,741
兼務教員										
客員教授, 退職教授	1,974	2,029	1,690	1,450	1,406	1,178	1,416	1,235	1,316	1,402
教育受託者	46,760	47,886	50,857	54,207	53,356	56,756	60,321	65,013	67,232	76,773
学術補助員	13,346	14,655	14,652	15,431	16,827	16,515	17,978	18,863	21,424	24,126
計	62,080	64,570	67,199	71,088	71,589	74,449	79,715	85,111	89,972	102,301
本務職員 (事務, 図書館, 技術, その他)	264,851	265,402	266,285	264,848	259,716	253,709	250,688	254,926	258,909	268,192
兼務職員 (事務, 図書館, 技術, その他)	4,513	3,704	3,655	3,236	3,090	3,309	4,250	3,623	3,657	4,130
合計	488,660	494,065	501,482	505,246	499,184	497,204	503,876	518,613	537,335	573,364

〔出典〕 Statistisches Bundesamt (2010), S.23.

表 2 教授の内訳 (大学種類別・給与体系別) (2009 年)

	小計	総合大学	教育大学	神学大学	芸術大学	専門大学	行政専門 大学
俸給表 C4	7,811	7,171	68	66	498	8	-
俸給表 C3	10,730	4,335	92	4	515	5,641	143
俸給表 C2 (期限なし)	5,702	655	5	46	415	4,461	120
俸給表 C2 (期限付き)	1,087	640	1	6	40	388	12
俸給表 W3	5,389	4,725	176	6	337	144	1
俸給表 W2	8,018	2,860	7	-	320	4,760	71
ジュニアプロフェッサー	994	978	8	1	7	-	-
客員教授 (本務)	434	259	-	-	115	60	-
合計	40,165	21,623	357	129	2,247	15,462	347